

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約、郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合(UPU)とは

- 国際郵便のルール作りを行う国連の専門機関
(1874年設立、本部:スイス・ベルン)
- 191カ国・地域が加盟(2009年6月現在。我が国は1877年加盟)
- 連合の最高意思決定機関である大会議を4年ごとに開催

改正の背景

- 郵便事業等を営む主体とそれを監督する機関の分離等
- 先進国を中心とした郵便事業等の民営化の進展
- ※我が国では、総務大臣の監督の下、郵便事業株式会社が国際郵便業務を、郵便貯金銀行が国際郵便送金業務を実施
- 送金業務の電子化の進展、資金洗浄対策の重要性の高まり

第24回万国郵便大会議(2008年7~8月於:ジュネーブ)において改正文書を採択

- ・これらの文書は、国際郵便業務及び国際郵便送金業務を実施するための法的根拠
- ・我が国では、国際郵便業務及び国際郵便送金業務に関しては、連合の関連文書によることとされている
- 「条約に別段の定めのある場合には、その規定による」
(郵便法第11条、郵便為替法第6条、郵便振替法第6条)

・万国郵便連合憲章
連合の目的、組織規定等を定める基本的文書

・万国郵便連合一般規則
連合の機関の運営及び財政等に関する細目を規定

・万国郵便条約
国際郵便業務に関する共通規則を規定

・郵便送金業務に関する約定
国際郵便送金業務に関する共通規則を規定

一部改正

(追加議定書による)

全部改正

(新条約)

全部改正

(新約定)

主な改正点

<憲章、一般規則>

・「郵政庁」の語を「加盟国」及び「指定された事業体」の語に置き換え

<条約>

・到着料の引き上げ

<約定>

・疑わしい取引の通知義務の追加
・電子的送金システムの相互運用性確保

年内締結の必要性

- これらの文書は2010年1月1日に発効(旧条約及び旧約定は同日失効)
- 国民がこれらの文書に基づき国際郵便サービス及び国際郵便送金サービスを引き続き利用できるようなするための法的な根拠を維持するには年内の締結が必要